

平成23年度 税制改正要望事項

社団法人 神奈川県法人会連合会

欧洲を中心とした海外景気の下振れ懸念があるが、我が国の景気は雇用情勢に厳しさが残るもののが実に持ち直してきている。しかし、中小企業の先行きについては未だ厳しい状況が続いている。

財政赤字は一向に改善せず、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度（年金、医療、介護）の必要性がさらに高まり、国民のますますの負担増が予想される。このような状況の中、我々法人会は、中小企業の活力を失わないよう、公平、公正かつ簡素な税制の確立を目指すために下記課題について強く要望する。

～法人税制について～

(1) 法人税基本税率の引き下げ

わが国の法人税率は、国際水準と比較して引き下げを要望してきたが、アジア・EU諸国の税率と比較すると依然高く、企業競争力の低下、事業の海外移転による国内空洞化を加速するとともに外国企業からの国内への投資を阻害している。国際競争力を高めるためにも税率を引き下げるのを強く求める。

(2) 中小企業に対する特例

中小企業の地域貢献や厳しい経営環境に対する自助努力を支えるために、長年据え置きとなっている軽減税率22%を12%程度に引き下げ、適用所得金額800万円を2,000万円程度に引き上げる。

(3) 交際費課税の見直し

交際費は企業活動に不可欠であり、経費であることを考慮すれば、地域経済の活性化につながることからも、全額を損金扱いにすることを求める。少なくとも、慶弔費用は交際費とは別に慶弔費として損金算入を認めるべきである。

(4) 同族会社への留保金課税の全面廃止

特定同族会社に対する留保金課税制度については、資本金等が1億円以下の会社に対しては除外となつたが、同族会社に限定することは公平性に欠け、中小企業の活性化を妨げている。また、二重課税ともとれる制度であり、完全廃止を求める。

(5) 電子申告

個人について、国税電子申告（e-Tax）を利用して行う場合、1回のみ所得税額から5,000円の控除が認められたが、一層の普及推進を図るためにも、法人・個人への恒久的税控除の創設を求める。また、地方自治体が進めているeLTaxとの一体化を図るべきである。

(6) 寄付金制度の見直し

税金の使途がわからないという不満が多い中、公共団体、学校、公益法人、老人施設等の特定の相手先への寄付については所得から控除するなど優遇措置があつても良いと思われる。これは、使途目的税にもつながる。寄付金控除の大きいなる拡大、緩和を求める。

(7) 欠損金繰戻し制度の再考

現行の欠損金の繰り戻し制度は、対象期間が1年と成っている。これでは、欠損金発生年度の運不運に因つて、長期的な納税額が変わつてしまい不公平である。欠損金の繰り戻しもまた7年とするのを望む。

(8) 減価償却制度の改善

償却期間を実情に合わせた抜本的見直しをするべきである。また、少額資産は30万円未満を臨時措置ではなく、法制上少額資産として全額損金参入を求める。

(9) 退職給与引当金制度の復活

退職金の金額が就業規則や年金規則によって定められ確定している場合、退職金の要支給額は企業の従業員に対する確定債務である。退職給与引当金制度の復活を望む。

～個人所得課税について～

(1) 課税最低限の引き下げ

税負担の公平化（応益負担）、財政収支の現状、欧米諸国の事例等を勘案し、税を広く薄く納める税制に改めるため、個人所得課税最低限度の引き下げをする。一方に於いて考慮するべきは弱者救済の観点であり、税制だけの視野ではなく社会福祉の視点から検討すべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は国が取り組む重要な課題であるが、児童等への特定扶養控除枠の拡大や、託児所費用の控除の創設など、税制面から子育てを支援する施策の実行を求める。

(3) 総合課税制度（納税者番号制度も含む）

税負担の公平化、金融取引の国際化等に対応し、原則として個人の所得課税は総合課税方式とすべきである。手段として、納税者番号制の導入に当っては、プライバシーの保護に関する法整備を始め、制度創設や維持等の問題点を十分に検討すべきである。特に年金に見られるが如き、杜撰な移行管理が無いことを強く望むものである。

～相続税・贈与税について～

(1) 事業承継税制について

地域経済にとって中小企業は必要不可欠な存在である。事業承継について納税猶予制度が創設されたことは評価するが、あくまでも納税の猶予でありその適用も煩雑で要件が厳しい。中小企業が円滑かつ安心して事業承継を行えるように抜本的な改革を望む。

～消費税について～

(1) 消費税のあり方

消費税率については、欧米諸国と比しても著しく低く、少子高齢化による財政需要の拡大を考慮すると近い将来税率を引き上げざるを得ないと認識するが、引き上げる前に、国および地方の徹底的な行財政改革、歳出の削減を実行した後で、財源が不足する場合に税率の引き上げを検討する。消費税の引き上げは行財政改革と一体として考えるべきである。

～地方税制について～

(1) 固定資産税の改革

固定資産税の評価方式は、複雑な仕組みで分かれづらい上、国土交通省、総務省、国税庁が各々に行っており、行政の効率化の観点からも一元化することを求める。地価が下がっているが、安定収入の見込まれる固定資産税は年々上がっていたり、また、固定資産税評価額が取引価格を大幅に上回る例も多く見られる。適正な評価をした上で課税するべきである。

(2) 事業所税の完全撤廃

事業所税は固定資産税との二重課税になり、税負担の公平化を欠くので廃止を強く求める。

(3) 申告納税制度の合理化

国税と課税対象を同じくする法人事業税、法人・個人の市県民税など地方税について、申告書の統一や一括納入など、納税制度の簡素化など、国税電子申告（e-Tax）の推進に合わせた、納税事務を合理化することを求める。

(4) 超過課税の廃止

特定企業を対象にした超過課税は、課税の公平原則に反し、その課税目的が必ずしも明らかでないことから、速やかに廃止することを求める。

～そ の 他～

(1) 環境税制の導入について

地球温暖化や環境破壊の防止など環境問題を税制面で取り組む必要を認める。一方、環境問題に対し自助努力をしている企業、団体等には税制の優遇措置をとるなどの配慮も必要である。

(2) 印紙税について

最近、インターネットのWeb上において利用される電子手形は、印紙貼付の必要がなく、大企業を中心に行われている。一方、中小零細企業では、まだ取扱は少なく、通常の文書による印紙貼付で課税が行われている状況である。したがって、印紙税については企業間、個人事業者間での不公平が生じているので廃止すべきである。